

改正 令和6年3月29日杉教第11821号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杉並区における中学校部活動の在り方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 懇談会は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の場の確保に向けた杉並区における中学校部活動（以下「部活動」という。）の在り方に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 部活動の地域との連携に関すること。
- (2) 部活動の地域への移行に関すること。
- (3) その他部活動の在り方に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) スポーツに関する専門的な知見を有する者
  - (2) 文化芸術に関する専門的な知見を有する者
  - (3) 多様な活動を行う地域団体に関する専門的な知見を有する者
  - (4) 杉並区立中学校PTA協議会が推薦する者
  - (5) 杉並区立小学校PTA連合協議会が推薦する者
  - (6) その他教育委員会事務局学校整備・支援担当部長が必要と認める者
- 2 構成員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 懇談会は、必要に応じて教育委員会事務局学校整備・支援担当部長が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長が懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 教育委員会事務局学校整備・支援担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校整備・支援担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日杉教第11821号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。